

諏訪南地域  
循環型社会形成推進地域計画

茅野市

富士見町

原村

諏訪南行政事務組合

平成22年3月25日

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3	施策の内容 -----	12
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	21
	別添 1～2 -----	22
	様式 1-1～1-3 -----	27
	参考資料様式 2、5、6 -----	32

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

- ◇ 構成市町村名 茅野市、富士見町および原村
- ◇ 面積 453.41 km<sup>2</sup>  
(内訳) 265.88 km<sup>2</sup> (茅野市)  
144.37 km<sup>2</sup> (富士見町)  
43.16 km<sup>2</sup> (原村)
- ◇ 人口 79,529 人 (平成 16 年 10 月 1 日現在)  
(内訳) 56,557 人 (茅野市)  
15,543 人 (富士見町)  
7,429 人 (原村)

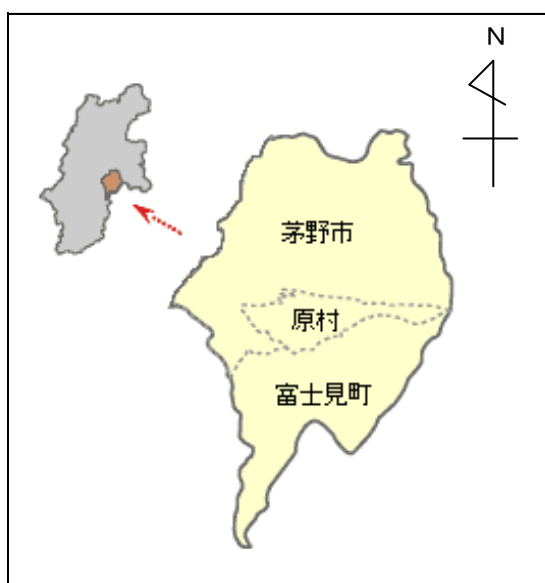


図 1-1 対象地域図

参考として、別添 1 に関係施設の位置図を添付します。

## (2) 計画期間

本計画は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

### (3) 基本的な方向

対象地域は、雄大な八ヶ岳の西麓に位置し、蓼科高原、白樺湖、入笠山など豊かな自然環境に恵まれた地域であることから、自然と共生する循環型社会の形成をめざします。

家庭系廃棄物について、近年特に可燃ごみの排出量が増加傾向にあることから、コンポスト等の普及、容器包装廃棄物およびその他の資源ごみへの分別などを一層推進し、循環型社会にふさわしい3R・処理システムの構築を図ります。

事業系廃棄物について、茅野市の排出量は横ばい傾向にありますが、総排出量に占める事業系廃棄物の割合は40%と高く、また富士見町と原村の排出量は増加傾向となっていることから、各市町村とも積極的な発生抑制・再生利用の推進を図ります。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

#### ア 一般廃棄物の処理

平成 15 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 のとおりです。

総排出量は、集団回収も含め、30,279 トンであり、再生利用される総資源化量は 4,369 トン、リサイクル率は 14.4% となっています。

中間処理による減量化量は 22,729 トンであり、集団回収を除いた排出量の 77.0% が減量化されています。また、集団回収を除いた排出量の 10.8% に当たる 3,181 トンが埋め立てられています。

なお、中間処理量のうち、焼却処理は 24,923 トンです。焼却施設における給湯および暖房は、予熱された減温用空気を利用して温水発生器で温水を発生させています。

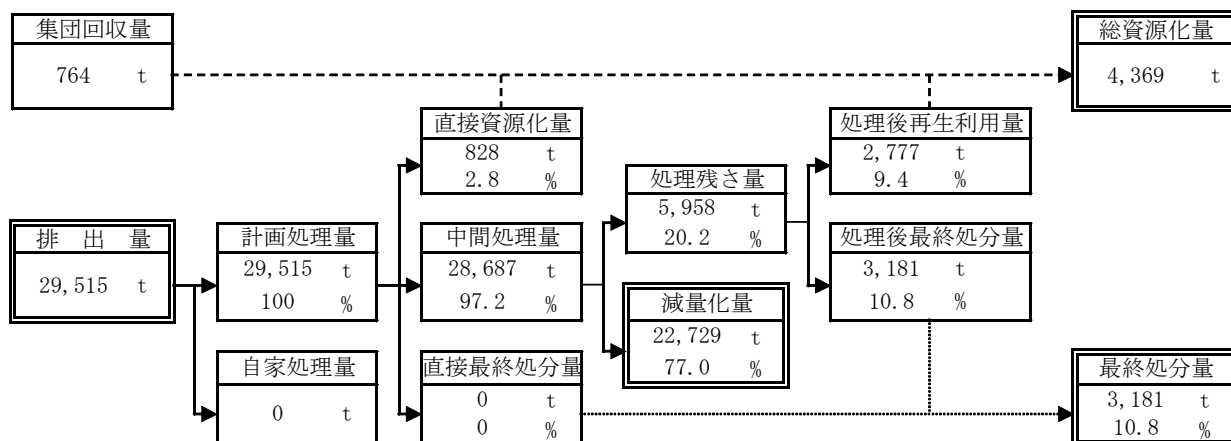


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 15 年度)

(生活排水処理編)

ア 生活排水の処理

平成 15 年度の生活排水の処理状況及び資料・汚泥等の排出は図 2-2 のとおりです。生活排水処理対象人口は、全体で 79,243 人であり、水洗化人口は 68,367 人、汚泥衛生処理率（＝（公共下水道＋農林漁業集落排水処理施設＋コミュニティ・プラント＋合併浄化槽の各人口）／（住基人口＋外国人人口））は 86%です。

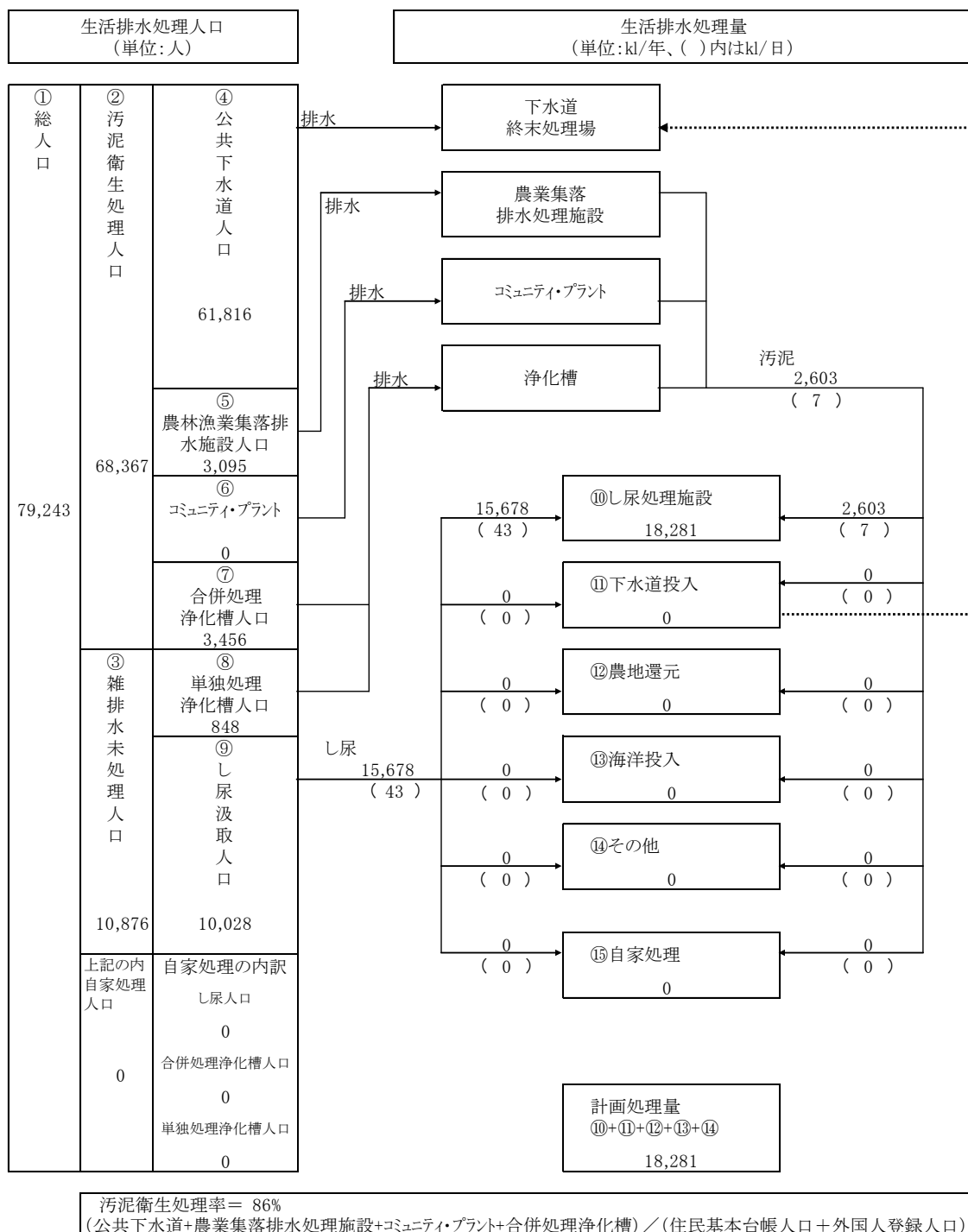
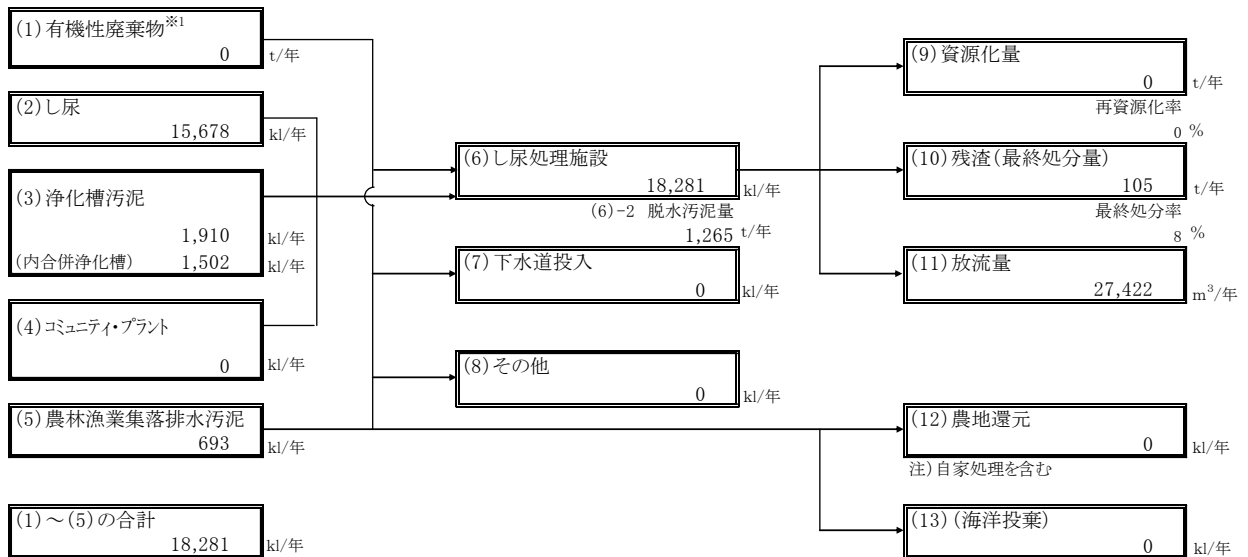


図 2-2 生活排水処理の処理状況フロー

なお、年間処理量は 18,281kl/年です。これらのうち茅野市処理分は上川アメニティパークにて、富士見町と原村処理分は南諏衛生センターにて焼却処理されており、最終処分率は 8%となっています。



※1 集落排水汚泥を除く

2 し尿処理は諏訪市・茅野市衛生施設組合(上川アメニティパーク)にて茅野市と諏訪市とで共同処理しているが、図中の量は諏訪市分を除いた量となっている

図 2-3 し尿・浄化槽汚泥等の処理状況フロー

### イ 市町村がし尿・浄化槽汚泥と併せて行う有機性廃棄物の処理

対象地域では、し尿・浄化槽汚泥と併せての有機性廃棄物の処理は行っていません。

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現をめざし、表 2-1 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組みます。平成 21 年度の目標達成時の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-4 のようになります。

参考として、各指針の目標内容とごみ量予測を表 2-2 に示します。また、別添 2 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

なお、灰熔融施設建設の取り止め等、本地域計画の再検討課題が生じたため、目標年度は平成 23 年度に変更します。それぞれの目標数値等については、灰熔融施設建設取り止めを含めた事業の見直しによる地域計画の変更時にあらためて示すこととします。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		現 状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成15年度)	目 標 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成21年度)
排 出 量	事業系 総排出量	10,426 トン	7,966 トン ( 76.4 %)
	うち許可・事業者排出量	9,038 トン	6,906 トン
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	43 トン/事業所	32 トン/事業所 ( 74.4 %)
	家庭系 総排出量	19,089 トン	16,547 トン ( 86.7 %)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	195 kg/人	151 kg/人 ( 77.4 %)
合 計 排出量合計	29,515 トン	24,513 トン ( 83.1 %)	
再生利用量	直接資源化量	828 トン ( 2.8 %)	1,290 トン ( 5.3 %)
	総資源化量	4,369 トン ( 14.8 %)	6,617 トン ( 27.0 %)
	熱回収量 (年間の発電電力量)	0 kWh ( 0.0 %)	0 kWh ( 0.0 %)
減 量 化 量	中間処理による減量化量	22,729 トン ( 77.0 %)	18,136 トン ( 74.0 %)
最終処分量	埋立最終処分量	3,181 トン ( 10.8 %)	484 トン ( 2.0 %)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 1 事業所当たりの排出量 = {(事業系ごみ(直搬ごみ)のうち許可・事業者排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)  
《指標の定義》

排 出 量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱 回 収 量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: kWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量[単位: トン]

参考 減量化・再生利用に関する構成市町村の現状(内訳)

指標・単位		茅野市現状 (平成15年度)	富士見町現状 (平成15年度)	原村現状 (平成15年度)
排出量	事業系 総排出量	8,827 トン	1,274 トン	325 トン
	うち許可・事業者排出量	7,667 トン	1,099 トン	272 トン
	1事業所当たりの排出量	42 トン/事業所	69 トン/事業所	25 トン/事業所
	家庭系 総排出量	13,501 トン	3,878 トン	1,710 トン
	1人当たりの排出量	194 kg/人	202 kg/人	186 kg/人
合計 排出量合計	22,328 トン	5,152 トン	2,035 トン	
再生利用量	直接資源化量	25 トン ( 0.1 %)	573 トン ( 11.1 %)	230 トン ( 11.3 %)
	総資源化量	3,160 トン ( 14.2 %)	800 トン ( 15.5 %)	409 トン ( 20.1 %)
	熱回収量 (年間の発電電力量)	0 kWh ( 0.0 %)	0 kWh ( 0.0 %)	0 kWh ( 0.0 %)
減量化量	中間処理による減量化量	17,660 トン ( 79.1 %)	3,727 トン ( 72.3 %)	1,341 トン ( 65.9 %)
最終処分量	埋立最終処分量	2,271 トン ( 10.2 %)	625 トン ( 12.1 %)	285 トン ( 14 %)

※富士見町と原村の缶類は、不燃ごみとして排出した後、資源化していることから、1人当たりの排出量が高くなる。

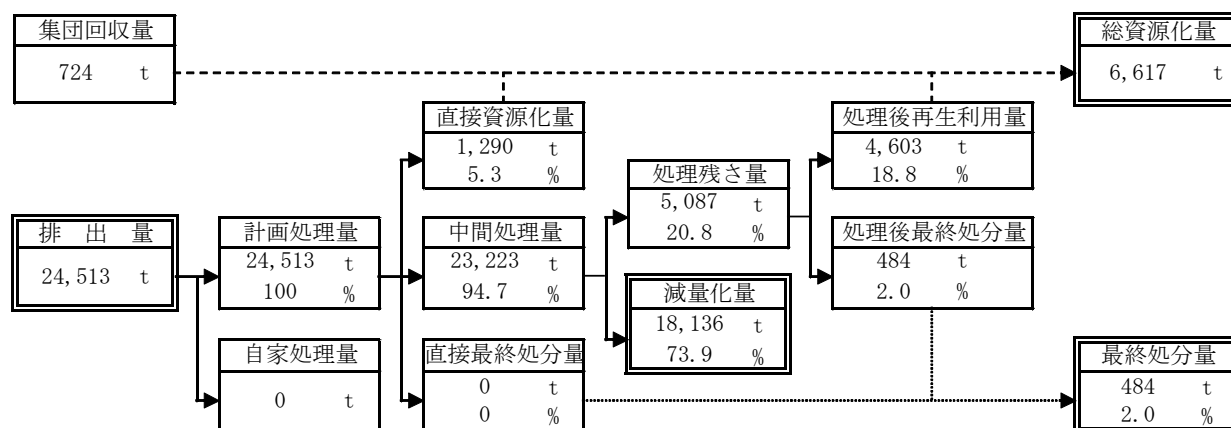


図 2-4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成 21 年度)

表 2-2 各指針の目標内容とごみ量予測

	目標内容	基準年次		目標年次
		平成9年度	平成12年度	平成22年度
環境省指針 (平成13年発表)	総排出量	26,935 t/年	/	25,343 t/年
	減量化率(総排出量5%減)			( 8.6% 減)
	資源ごみ量			6,708 t/年
	資源化率(24%達成)	( 6.1% )	( 26.5% )	
	最終処分量	3,923 t/年		483 t/年
	減量化率(概ね半減)			(87.7% 減)
循環型社会形成 推進基本計画 (平成15年発表)	家庭系ごみ量	/	/	685 g/人/日
	ごみ量(資源回収されるものを除き、20%減)			561 g/人/日
	事業系ごみ量			584 g/人/日
	ごみ量(資源回収されるものを除き、20%減)			447 g/人/日
				(20.3% 減)
				24.84 t/日
				18.99 t/日
				(23.6% 減)

注)22年度の総排出量には集団回収量(724t)を含む。  
減量化率は集団回収量を含まない量により算出。

(生活排水処理編)

本計画の計画期間中においては、生活排水等の汚水衛生処理を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-3 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。

参考として別添 2 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-3 生活排水処理に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成15年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (平成21年度)
汚水衛生 処理人口	汚水衛生処理人口	68,367 人 ( 86.3% )	76,707 人 ( 94.4% )
	未汚水衛生処理人口	10,876 人 ( 13.7% )	4,533 人 ( 5.6% )
	合計 処理対象人口	79,243 人 ( 100.0% )	81,240 人 ( 100.0% )
再生利用量	有機性廃棄物資源化量	0 トン ( 0.0% )	0 トン ( 0.0% )
	総資源化量	0 トン ( 0.0% )	0 トン ( 0.0% )
	熱回収量	0 kWh ( 0.0% )	0 kWh ( 0.0% )
最終処分量	埋立最終処分量	105 トン ( 8.0% )	76 トン ( 7.0% )

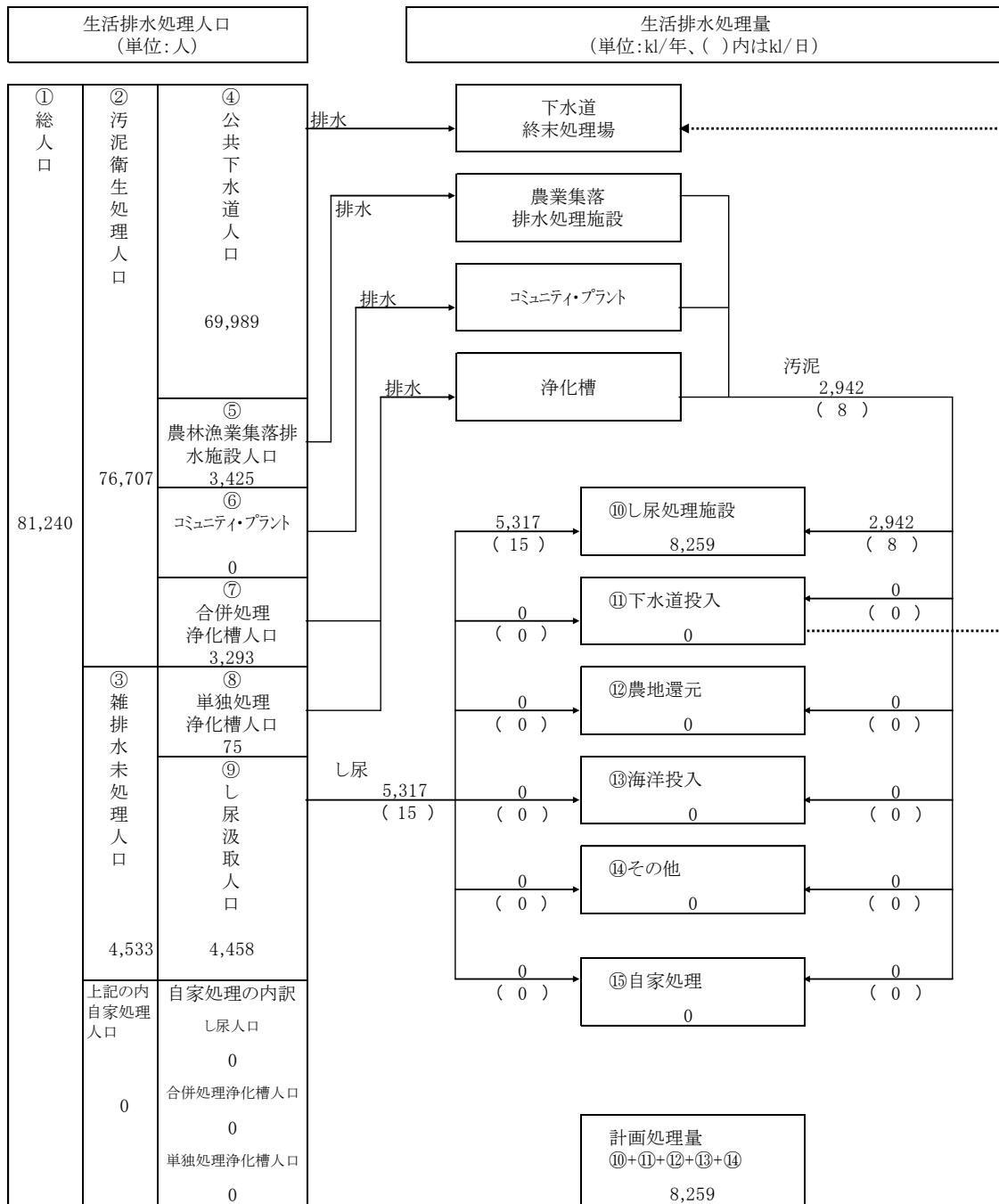
※1 汚水衛生処理人口は汚水衛生処理率。再生利用量の有機性廃棄物資源化量は総資源量に対する割合。再生利用量の総資源量は脱水汚泥量と有機性廃棄物資源化量の合計に対する率。最終処分量は脱水汚泥量と有機性廃棄物資源化量の合計に対する率。

計画項目		現状(割合) (平成15年度)	将来値(割合) (平成21年度)
し尿・汚泥 処理量	し尿量 総排出量	15,678 kl ( 85.8% )	5,317 kl ( 64.4% )
	浄化槽汚泥 総排出量	2,603 kl ( 14.2% )	2,942 kl ( 35.6% )
	合計 し尿・汚泥量の排出量合計	18,281 kl ( 100.0% )	8,259 kl ( 100.0% )
	脱水汚泥量	1,265 トン	1,069 トン

参考 生活排水処理に関する構成市町村の現状(内訳)

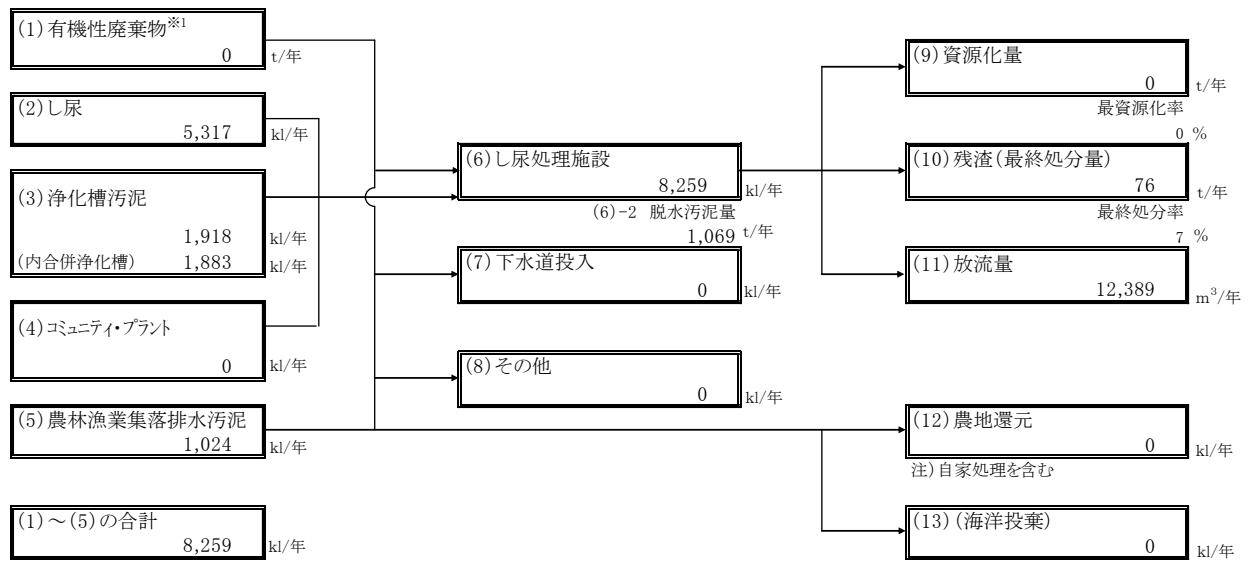
指標・単位		茅野市の現状(割合) (平成15年度)	富士見町の現状(割合) (平成15年度)	原村の現状(割合) (平成15年度)
汚水衛生 処理人口	汚水衛生処理人口	49,145 人 ( 87.7% )	12,933 人 ( 83.1% )	6,289 人 ( 82.6% )
	未汚水衛生処理人口	6,924 人 ( 12.3% )	2,630 人 ( 16.9% )	1,322 人 ( 17.4% )
	合計 処理対象人口	56,069 人 ( 100.0% )	15,563 人 ( 100.0% )	7,611 人 ( 100.0% )
再生利用量	有機性廃棄物資源化量	0 トン ( 0.0% )	0 トン ( 0.0% )	0 トン ( 0.0% )
	総資源化量	0 トン ( 0.0% )	0 トン ( 0.0% )	0 トン ( 0.0% )
	熱回収量	0 kWh ( 0.0% )	0 kWh ( 0.0% )	0 kWh ( 0.0% )
最終処分量	埋立最終処分量	74 トン ( 21.0% )	23 トン ( 4.0% )	8 トン ( 3.0% )

計画項目		茅野市の現状(割合) (平成15年度)	富士見町の現状(割合) (平成15年度)	原村の現状(割合) (平成15年度)
し尿・汚泥 処理量	し尿量 総排出量	8,774 kl ( 88.7% )	4,940 kl ( 80.5% )	1,964 kl ( 87.5% )
	浄化槽汚泥 総排出量	1,122 kl ( 11.3% )	1,200 kl ( 19.5% )	281 kl ( 12.5% )
	合計 し尿・汚泥量の排出量合計	9,896 kl ( 100.0% )	6,140 kl ( 100.0% )	2,245 kl ( 100.0% )
	脱水汚泥量	355 トン	590 トン	320 トン



汚泥衛生処理率 = 94%  
 $(\text{公共下水道} + \text{農業集落排水処理施設} + \text{コミュニティ・プラント} + \text{合併処理浄化槽}) / (\text{住民基本台帳人口} + \text{外国人登録人口})$

図 2-5 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー



※1 集落排水汚泥を除く

2 し尿処理は諏訪市・茅野市衛生施設組合(上川アメニティパーク)にて茅野市と諏訪市とで共同処理しているが、図中の量は諏訪市分を除いた量となっている

図 2-6 目標達成時のし尿・汚泥等の処理状況フロー

【補足説明】

現状及び目標の内訳資料を添付します。

指 標・単 位		現 状 (平成15年度)	目 標 (平成21年度)	
生活排水処理形態別人口	①行政区域内人口	79,243 人	81,240 人	
	②計画収集区域内人口	79,243 人	81,240 人	
	汚水衛生処理	③下水道水洗化人口	61,816 人	69,989 人
		④農林漁業集落排水施設人口	3,095 人	3,425 人
		⑤コミュニティ・プラント人口	0 人	0 人
		⑥合併処理浄化槽人口	3,456 人	3,293 人
	未雑処排水	⑦単独処理浄化槽人口	848 人	75 人
		⑧し尿汲取人口	10,028 人	4,458 人
	⑨自家処理人口(③～⑧の内)	0 人	0 人	
	汚水衛生処理率: (③+④+⑤+⑥)/①	86 %	94 %	
	汚泥等処理対象人口: ④～⑧の合計	17,427 人	11,251 人	
し尿・汚泥要処理量	し尿	15,678 k1/年	5,317 k1/年	
	浄化槽	合併処理浄化槽汚泥量	1,502 k1/年	1,883 k1/年
		単独処理浄化槽汚泥量	408 k1/年	35 k1/年
	農林漁業集落排水処理施設汚泥量	693 k1/年	1,024 k1/年	
	コミュニティ・プラント汚泥量	0 k1/年	0 k1/年	
	合計	18,281 k1/年	8,259 k1/年	
	有機性廃棄物処理量	0 t/年	0 t/年	
再資源化処理量	処理汚泥量(脱水後の量)	1,265 t/年	1,069 t/年	
	再資源化汚泥量	0 t/年	0 t/年	
	内訳	メタン発酵	0 t/年	0 t/年
		堆肥化	0 t/年	0 t/年
	再資源化率	0 %	0 %	
	再資源化物量	0 t/年	0 t/年	
減量化処理量	汚泥等減量化(焼却等)処理量	1,265 t/年	1,069 t/年	
	処理後の残渣量	68 t/年	52 t/年	
	汚泥等減量化率	95 %	95 %	
処分量	最終処分量	105 t/年	76 t/年	
	最終処分率	8 %	7 %	

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 有料化

現在、全市町村において、事業系可燃性ごみについては、定率制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収しています。また、茅野市における粗大ごみは有料で処理しているほか、戸別収集（自転車、電子レンジおよびファンヒーターのみ）は、有料で収集しています。

ごみの有料化は、住民のごみの発生抑制を誘導するための有効な経済的手法であることから、現在検討を進めているところであり、平成20年度の実施をめざして、家庭系ごみの有料化および事業系可燃性ごみの処理手数料の見直しを検討します。

表 3-1 有料化に関する関連施策体系

施策体系	内容	計画時の背景及び問題点	施策のねらい	実施状況・課題等
ごみの有料化	ごみを排出する際に、費用を徴収することで、経費節減のためにごみ量抑制行動をとるよう誘導していく仕組み。 減量努力した排出者としらない排出者が同じ扱いを受ける不公平感を是正する働きがある。 しかし、家庭ごみの有料化については、基礎的な行政サービスの一つであるとの考え方があり、費用負担のあり方について議論を進めながら、減量化施策全体の中で総合的に調査研究していく。	啓発活動等によって、自発的に積極的なごみ減量行動をとるよう促すことには限界があるため、経済的手法について検討する。	経済的手法の調査・研究によるごみ減量化の推進	平成20年度の実施をめざして、家庭ごみ有料化の導入の賛否を含めた料金設定や徴収方法などの検討が行われている。 また、事業系ごみの処理手数料の見直しについても併せて検討が行われている。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

- ①ごみ問題や環境に関する副読本、ビデオ等を作成し、小学生や一般住民に対する環境教育を実施します。また、ごみを減量化することの重要性を住民や事業者に理解してもらうために、広報等による啓発活動を推進するとともに、ごみの減量や環境保全などを目的としたボランティア（NPO等含む）への活動支援等を行います。
- ②ごみの減量化や資源化を総合的に審議し、実施していくための廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、廃棄物減量等推進員制度を導入します。
- ③観光地における観光客や旅館、観光施設などに対し、ごみの持ち帰り励行や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開します。
- ④リサイクル協力店制度（仮称）として、過剰包装の自粛や簡易包装の推進、資源物の店頭回収や拠点回収を実施する小売店をリサイクル協力店として登録、認定することを検討します。
- ⑤現在、各市町村では、コンポスト等に対して補助を行い、排出抑制効果も十分発揮されています。今後も普及に努め、家庭系生ごみの排出を抑制します。
- ⑥行政がグリーン購入を率先することにより、循環資源の普及を図ります。

表 3-2 環境教育・普及啓発・助成等に関する関連施策体系

施策体系	内 容	計画時の背景 及び問題点	施策のねらい	実施状況・課題等
環境教育	<p>〈学校教育〉 ごみ問題や環境に関する副読本、ビデオ等を作成し、小中学生に対する環境教育を推進する。 環境保全の重要性を学ぶため、清掃センターや最終処分場、リサイクル施設などの施設見学を実施する。 また、学校で缶や牛乳パックなどの回収、給食廃棄物の資源化等のリサイクル活動を通して、環境やごみ減量への理解を深める。</p>	<p>リサイクルや環境問題への理解を深めるためには、子供の頃からの環境教育が必要である。 また、ごみや環境に関して、正確でわかりやすい情報を市民や事業者へ提供し、ごみ減量への理解と協力を得るとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促していく。 一方、リサイクルにおいては、地域活動が重要な役割を担っており、その活動を支援することが必要である。</p>	<p>環境教育、啓発活動の推進によるごみの発生抑制・排出抑制・リサイクルの活性化 事業者への情報提供によるごみの発生抑制・排出抑制・リサイクルの活性化、責任の徹底によるごみ処理の適正化</p>	<p>副読本、ビデオ等の作成、ポスター・標語コンクール、施設見学会を実施している。</p>
	<p>〈社会教育〉 ごみを減量化することの重要性を住民や事業者へ理解してもらうために、広報等による啓発活動、施設見学会を推進するとともに、ごみの減量や環境保全などを目的としたボランティア（NPO等含む）への活動を支援する。</p>			<p>施設見学会、リサイクルフェアを実施している。 茅野市では、環境美化活動、環境教育活動など市民主体の積極的な活動を展開する「美サイクル茅野」が平成8年に、「環境にやさしいまちを創る市民の会」が平成14年1月に発足。</p>
普及啓発	<p>〈事業者への情報提供〉 圏域内の事業者と積極的な情報交換を行うなど、連携を図るとともに、意識の啓発に努める。</p>	<p>リサイクルや環境問題への理解・協力を得るために、住民が主体となるまちづくりを行う必要がある。</p> <p>圏域内には観光地が多く、観光ごみが多量に排出されている。ごみの持ち帰り推奨、リサイクル協力店制度など、行政による施策を展開することにより、発生抑制・排出抑制・リサイクルを推進する。 また、事業系ごみは自己処理が原則であり、量の多寡にかかわらず許可業者による処理を委託する。</p>		
	<p>〈廃棄物減量等推進審議会を設置〉 ごみの減量化や資源化を総合的に審議し、実施していくための廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、廃棄物減量等推進員制度を導入する。</p>			
	<p>〈観光地のごみ減量キャンペーン〉 観光地における観光客や旅館、観光施設などに対し、ごみの持ち帰り推奨や監視員・指導員の配置など、観光ごみの発生を抑制するためのキャンペーンを展開する。</p>			
	<p>〈リサイクル協力店制度の創設〉 リサイクル協力店制度（仮称）として、過剰包装の自粛や簡易包装の推進、資源物の店頭回収や拠点回収を実施する小売店をリサイクル協力店として登録、認定する。</p>			
	<p>〈事業者責任の徹底〉 多量排出事業者を指定する。この事業者に対して減量化計画を指導し、作成させる。</p>			
	<p>〈その他のリサイクルの推進〉 フリーマーケット、不用品交換等の情報を積極的に提供する。</p>			
助成	<p>〈コンポスト等の普及促進〉 各市町村では、コンポスト等の設置に対して補助を行い、排出抑制効果も十分発揮されており、今後も普及に努め、家庭生ごみの排出を抑制する。</p>	<p>可燃ごみに含まれる生ごみの割合は高く、その資源化に関する施策が重要となる。</p>	<p>生ごみの減量とリサイクルによるごみの発生抑制・排出抑制・リサイクルの活性化</p>	<p>コンポスト機器の普及率は、平成15年度末において、茅野市4.2%、富士見町21.2%、原村16.4%となっている。</p>
	<p>〈事業系生ごみリサイクルの支援〉 事業者が自らリサイクルを進めているように、コンポスト等に関する情報等を積極的に提供するなど支援を行う。</p>			<p>茅野市の給食による食品廃棄物は、資源化されている。</p>
	<p>〈集団回収の普及促進〉 茅野市では、集団回収に対して報奨金を交付しており、今後も推進していく。</p>			<p>平成15年度における回収量は764tとなっている。</p>
その他	<p>〈行政による再生品の率先利用〉 グリーン購入を自ら率先することにより、発生抑制とともに循環資源の普及を図る。</p>	<p>再生品の利用拡大を図ることは、ごみの発生抑制のみならず、環境に与える負荷の少ない商品を優先的に購入する「グリーン購入」の観点からも重要である。 行政が率先して再生品を利用することはもとより、住民・事業者に対しても再生品の利用促進を図ることが必要である。</p>	<p>再生品の利用拡大によるごみの発生抑制・排出抑制・リサイクルの活性化</p>	

## (2) 処理体制

### ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

現在の収集運搬体制は、表 3-3 のとおりです。分別区分および処理方法の現状と今後を、表 3-4 に示します。平成 21 年度を目標として、表 3-4 のとおり分別区分および処理方法を統一化します。平成 21 年度の処理フローは図 3-1 に示します。


表 3-3 収集運搬体制(平成 16 年現在)

#### 茅野市

ごみ等の種類	方式	収集回数	区分	搬入先	備考
可燃ごみ	集積所	2回/週	委託	諏訪南清掃センター	集積所数:546
	直接搬入	—	—		
不燃ごみ	集積所、指定場所	集積所:1~2回/月 指定場所:2回/週	委託	茅野市不燃物処理場	
	直接搬入	—	—		
資源ごみ	集積所、指定場所	集積所:1~2回/月 指定場所:2回/週	委託	茅野市不燃物処理場 古紙等梱包処理施設 委託業者	集積所数:160 指定場所:12
	直接搬入	—	—		
有害ごみ	集積所、指定場所	集積所:1~2回/月 指定場所:2回/週	委託	委託業者	
粗大ごみ	戸別	申し込み	委託	諏訪南清掃センター	
	直接搬入	—	—		


#### 富士見町

ごみ等の種類	方式	収集回数	区分	搬入先	備考
可燃ごみ	集積所	2回/週	南衛	諏訪南清掃センター	集積所数:161 +21(公共)
	直接搬入	—	—		
不燃ごみ	集積所	1回/週	南衛	粗大ごみ処理施設	集積所数:94 +8(公共)
	直接搬入	—	—		
資源ごみ	集積所	1回/月	委託	委託業者	集積所数:46 +4(公共)
	直接搬入	—	—		
有害ごみ	集積所	1回/月	委託	委託業者	
粗大ごみ	指定場所	4回/年	南衛	粗大ごみ処理施設	集積所数:43
	直接搬入	—	—		

※  南諏衛生施設組合

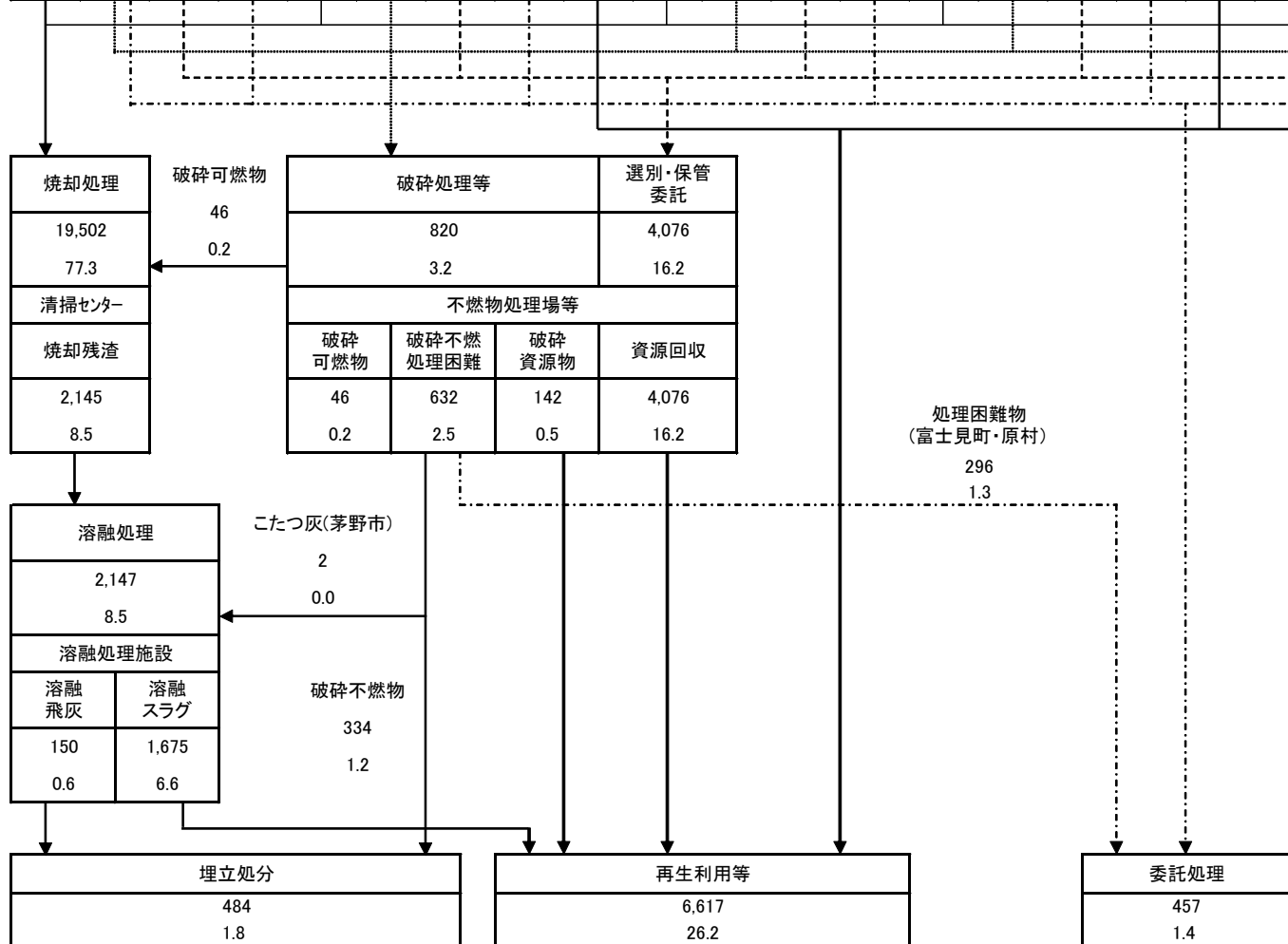
#### 原村

ごみ等の種類	方式	収集回数	区分	搬入先	備考
可燃ごみ	集積所	2回/週	南衛	諏訪南清掃センター	集積所数:50 +4(公共)
	直接搬入	—	—		
不燃ごみ	集積所	1回/週	南衛	粗大ごみ処理施設	集積所数:37 +2(公共)
	直接搬入	—	—		
資源ごみ	集積所	1回/月	委託	委託業者	集積所数:20 +1(公共)
	直接搬入	—	—		
有害ごみ	集積所	1回/月	委託	委託業者	
粗大ごみ	指定場所	4回/年	南衛	粗大ごみ処理施設	集積所数:15
	直接搬入	—	—		

※  南諏衛生施設組合



茅野市									富士見町									原村								
収集ごみ				直接搬入ごみ				集団回収	収集ごみ				直接搬入ごみ				集団回収	収集ごみ				直接搬入ごみ				集団回収
可燃・可燃性粗大ごみ	不燃・不燃性粗大ごみ	資源ごみ	その他ごみ	可燃・可燃性粗大ごみ	不燃・不燃性粗大ごみ	資源ごみ	その他ごみ		可燃・可燃性粗大ごみ	不燃・不燃性粗大ごみ	資源ごみ	その他ごみ	可燃・可燃性粗大ごみ	不燃・不燃性粗大ごみ	資源ごみ	その他ごみ		可燃・可燃性粗大ごみ	不燃・不燃性粗大ごみ	資源ごみ	その他ごみ	可燃・可燃性粗大ごみ	不燃・不燃性粗大ごみ	資源ごみ	その他ごみ	
8,534	284	2,833	23	6,426	0	0	0	724	2,156	322	874	7	1,118	128	0	0	0	954	188	369	3	268	26	0	0	0
33.8	1.1	11.2	0.1	25.5	0.0	0.0	0.0	2.9	8.5	1.3	3.5	0.0	4.4	0.5	0.0	0.0	0.0	3.8	0.7	1.5	0.0	1.1	0.1	0.0	0.0	0.0



※単位: 上段 t/年, 下段 %  
 ※茅野市の不燃性粗大は、委託処理

図 3-1 目標年次のフローシート(平成 21 年度)

## イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

多量排出事業者を指定し、事業者に対しての減量化指導を行うことを検討します。各市町村の公共施設も事業系一般廃棄物の多量排出事業者と考え、住民、事業者への指導的立場であることを認識し、公共施設も率先して減量化計画を策定し、実行します。

## ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理は行われておらず、今後も行いません。

## エ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇溶融処理施設を整備し、焼却施設から発生する焼却灰、及び最終処分場からの掘り起こしごみを溶融処理するとともに、発生するスラグの有効利用を推進します。
- ◇容器包装廃棄物の分別収集および再資源化を一層推進し、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルの完全実施を行います。
- ◇茅野市、富士見町、原村における分別区分の統一を検討します。

### (3) 処理施設の整備

上記(2)アの統一後の分別区分および処理体制で処理を行うため、表 3-5 のとおり、必要な処理施設の整備を行います。

表 3-5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	灰溶融施設	諏訪南地域灰溶融施設整備事業	約20 t/d	富士見町	H17年度～H20年度

(整備理由)

事業番号 1 環境保全・資源化の推進および最終処分場の延命化

### (生活排水処理編)

浄化槽への整備については、表 3-6 のとおり各市町村にて整備し、生活排水の処理を行います。

表 3-6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	設置数	設置予定地	事業期間
2	浄化槽	浄化槽整備事業	749基	茅野市、 富士見町、原	H17年度～H23年度

(整備理由)

事業番号 2 衛生的な循環水処理システムの推進

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業は特にありません。

#### (5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみを共同処理している諏訪南清掃センター(平成9年12月稼働)の使用期限については、各市町村の厳しい財政状況がますます深刻化していることから、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっています。

このような状況から、諏訪南清掃センターの長寿命化計画を策定し、そのライフサイクルコストを低減することを通じて効率的な更新整備や保全管理を充実するストックマネジメントを導入し、使用年数を20年から更に10年程度できる限り長期間使用します。

## (6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

溶融処理施設整備後、同施設で発生するスラグについては、100%の有効利用を目指し、公共事業を含めて圏域内外の建築・土木資材等として使用するよう、住民および事業者の理解と協力を求めます。

なお、発生量はおおむね 1,700 t / 年（別に掘起しごみの溶融処理に伴うスラグの発生量は約 2,200 t / 年）となっています。

### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行います。

### ウ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、パトロールを強化します。また、住民、県、警察、郵便局等の協力を得て、不法投棄の情報提供および早期発見に努めます。

また、散乱ごみについては、広報や観光地での呼びかけにより意識啓発に努めるとともに、PTAや町内会、ボランティア団体、企業等の協力のもと、地域の一斉清掃・環境美化に努めます。

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を地域内及び周辺市町村間で構築します。

※臨時集積場所・・・茅野市運動公園自由広場、茅野市上川除雪捨て場及び富士見町立場川除雪捨て場とします。

※処分する場所・・・諏訪南清掃センター及び南諏衛生センターとします。

(生活排水処理編)

(1) 単独処理浄化槽の合併処理への転換促進

合併処理浄化槽の普及及び単独浄化槽の合併処理への転換促進を、普及及び維持管理に関する支援組織「諏訪南浄化槽管理組合」とともに推進します。

支援の主な活動内容は、以下の通りとします。

**ア 住民の啓発に係る事項**

適正管理の指導啓発、研修会の実施、契約の補助等

**イ 業者の啓発に係る事項**

技術講習会の実施、工事・維持管理業務の適正執行の監視、契約の窓口業務等

**ウ 契約等の代行に係る事項**

契約等の代行及び履行状況の確認、法定検査の一括依頼、補助事業の補完業務、料金の一括徴収等

**エ 面的整備推進に係る事項**

設置工事の一括契約による計画的設置、面的整備の必要性に関する住民指導、面的整備の進行管理

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

各市町村は毎年、計画の進捗状況を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じては、各市町村、長野県および国による協議会を開催します。結果に対する意見交換を各関係者間で行いながら、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

### (2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめ、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させます。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

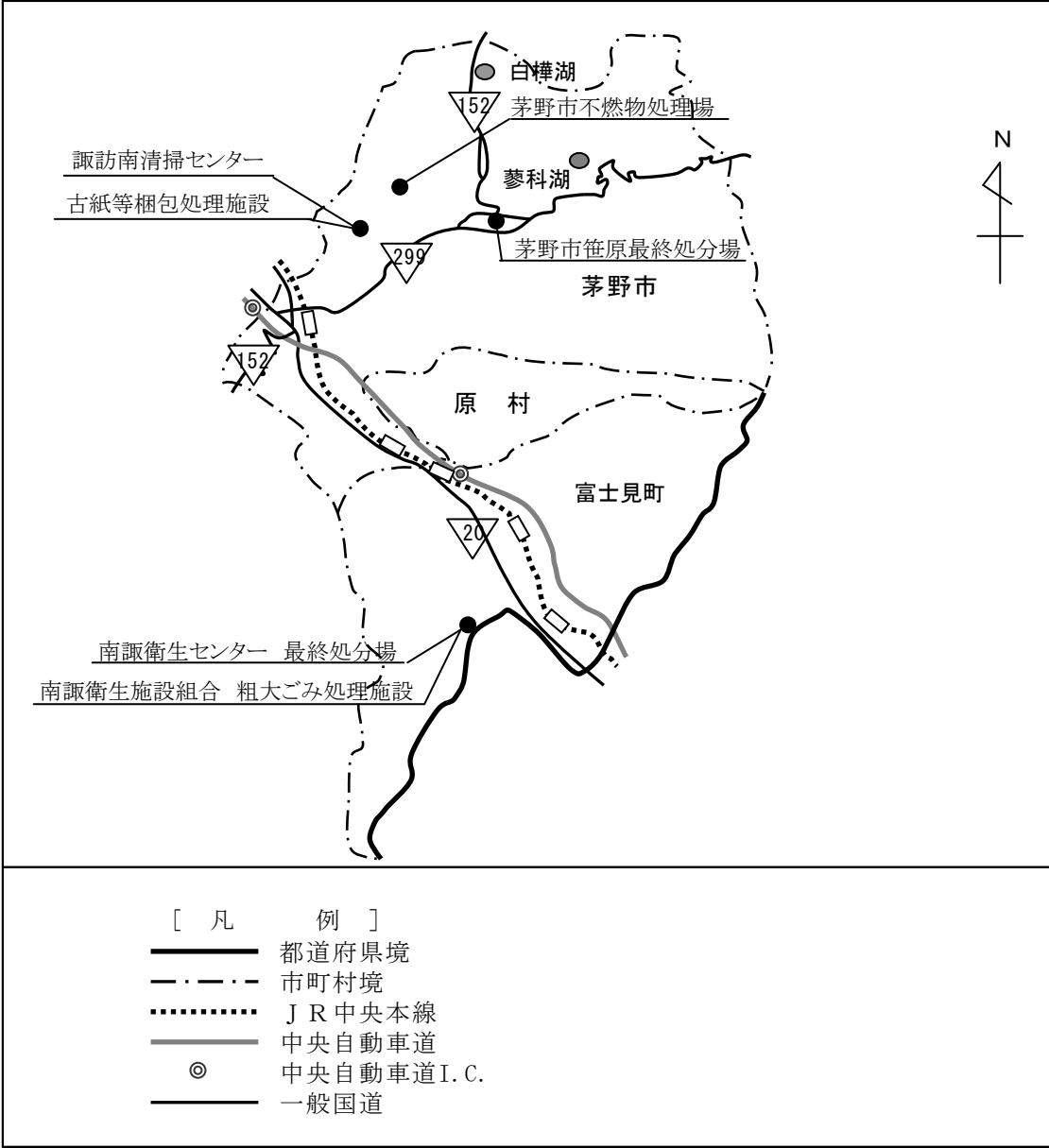


図 1 関係施設の位置図

表 1 中間処理施設の概要

[焼却施設]

名 称		諏訪南清掃センター（諏訪南行政事務組合）
所 在 地		茅野市米沢2000番地3
敷 地 面 積		13,662.8m <sup>2</sup>
建 築 面 積		4,263 m <sup>2</sup>
供 用 開 始		平成9年12月
処 理 能 力		100 t / 日（50 t / 16h × 2 炉）
施 設 内 容	処 理 方 式	准連続燃焼式
	炉 形 式	ストーカ炉
	排ガス冷却方式	水噴射方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ
	余熱利用	温水利用
	灰固化設備	キレート処理

[不燃・資源ごみ処理施設]

名 称		茅野市不燃物処理場（茅野市）
所 在 地		茅野市北山守西山381番地3
敷 地 面 積		5,693m <sup>2</sup>
建 築 面 積		402m <sup>2</sup>
供 用 開 始		昭和55年4月
処 理 能 力		15 t / 5 h
処 理 対 象 物	不 燃 物	破碎・選別・圧縮・保管
	金 属 類	選別・保管
	缶 類	選別・圧縮・保管
	び ん 類	選 別
	古 布	梱包・保管
	粗 大 ご み	保 管

名 称		古紙等梱包処理施設（茅野市）
所 在 地		茅野市米沢2000番地3
敷 地 面 積		11,014.9m <sup>2</sup>
建 築 面 積		1,065.5m <sup>2</sup>
処 理 対 象 物	ペットボトル	圧縮・梱包・保管
	び ん 類	保 管
	古紙（新聞）	圧縮・梱包・保管
	古紙（その他）	保 管
	紙 パ ッ ク	保 管

名 称		粗大ごみ処理施設（南諏衛生施設組合）
所 在 地		富士見町富士見5251番地1
敷 地 面 積		4,692 m <sup>2</sup>
建 築 面 積		351.09m <sup>2</sup>
供 用 開 始		平成2年4月
処 理 能 力		10 t / 5 h
処 理 方 式		回転破碎・アルミ選別・磁選別・圧縮
処 理 対 象 物		不燃物・不燃性粗大

表 2 最終処分施設の概要

区 分	概 要	
茅 野 市 一般廃棄物最終処分場 (茅野市)	所 在 地	茅野市湖東笹原56番地他
	敷 地 面 積	17,613m <sup>2</sup>
	埋 立 面 積	4,300m <sup>2</sup>
	埋 立 容 量	34,840m <sup>3</sup>
	埋 立 期 間	平成6年4月～17年 (予定)
	埋 立 対 象 物	破碎不燃物・焼却残渣
	水 処 理	63.3m <sup>3</sup> /日
南諏衛生センター 一般廃棄物最終処分場 (南諏衛生施設組合)	所 在 地	富士見町富士見5240番地
	敷 地 面 積	33,700m <sup>2</sup>
	埋 立 面 積	6,400m <sup>2</sup>
	埋 立 容 量	26,500m <sup>3</sup>
	埋 立 期 間	平成7年度～22年度 (予定)
	埋 立 対 象 物	破碎不燃物・焼却残渣・汚泥焼却残渣
	水 処 理	25m <sup>3</sup> /日

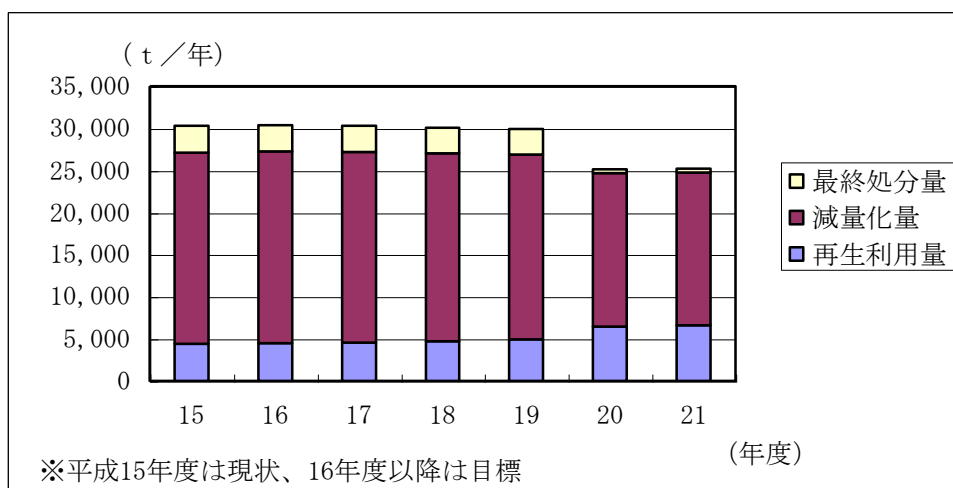
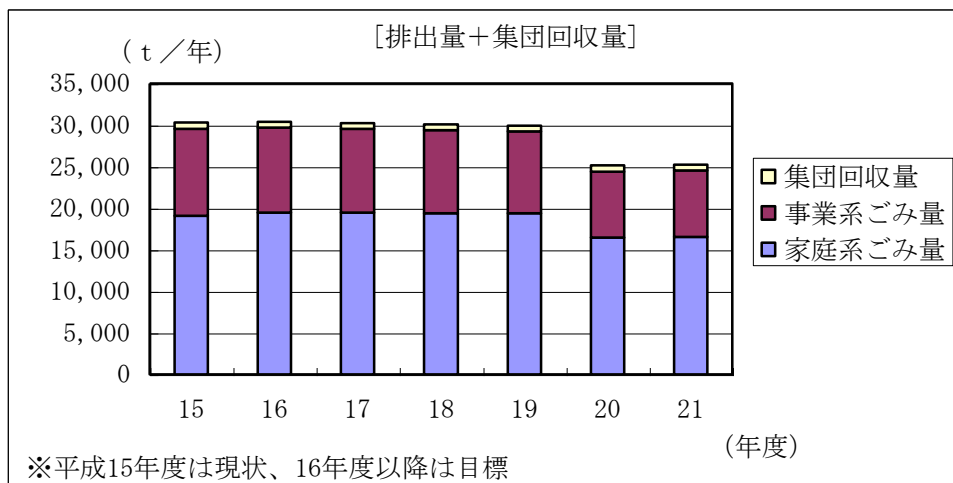


図 1 現状と目標のトレンドグラフ(ごみ編)

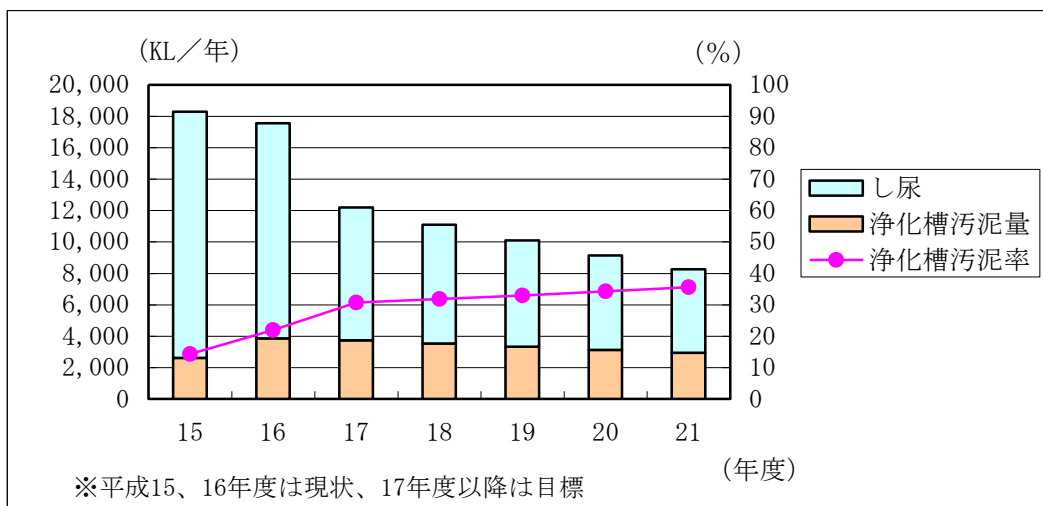


図 2 現状と目標のトレンドグラフ(し尿編)

### 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成17年度)

#### 1. 地域の概要

(1)地域名	諏訪南行政事務組合	(2)地域内人口	79,529人	(3)地域内面積	453.41km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	茅野市、富士見町、原村				
(5)構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	-				
①組合を構成する市町村:茅野市、富士見町、原村		②設立(予定)年月日: 平成11年 4月1日 設立			
③設立されていない場合、今後の見通し: -					

#### 2. 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標	
		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成21年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	9,929	10,216	10,415	9,998	10,426	データ とりまとめ中	7,966
	うち許可・事業者排出量	8,776	9,066	9,224	8,706	9,038		6,906
	1事業所あたりの排出量(トン/事業所)	42	46	46	43	43		32
	家庭系 総排出量(トン)	17,679	18,636	19,406	19,357	19,089		16,547
	1人あたりの排出量(kg/人)	225	236	242	242	237		151
合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	26,455	27,702	28,630	28,063	28,127	24,513		
再生利用量	直接資源化量	710	812	855	809	828		1,290
	総資源化量	3,891	3,831	4,096	3,874	3,605		6,617
	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-		-
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理後の差 トン)	20,736	21,663	22,272	22,277	22,728		18,136
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,981	3,358	3,454	3,203	3,181	484	

※別紙資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付している

#### 3. 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定日	更新廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力	備考
焼却施設	諏訪南行政事務組合	ストーカー炉 准連続燃焼式	有	100t/日	平成9年12月	更新又は廃止 平成31年度					
灰溶融施設	諏訪南行政事務組合					新設 平成23年度	環境保全・資源化の推進及び最終処分場の延命化	未定	平成23年 3月	約15t/日	
不燃処理施設	茅野市	破碎・選別・圧縮・保管	有	15t/5h	昭和55年4月	新設 平成23年度	資源化及び広域化処理による効率化の推進	破碎・選別・圧縮・保管	未定	未定	
古紙等梱包処理施設	茅野市	圧縮・梱包・保管	有	11,014.9m <sup>3</sup>	平成10年4月						
粗大ごみ処理施設	南諏衛生施設組合	回転破碎・アルミ選別・磁選別・圧縮	有	10/5h	平成2年4月						
最終処分場	茅野市	管理型処分場	有	34,840m <sup>3</sup>	平成6年4月	継続					
最終処分場	南諏衛生施設組合	管理型処分場	有	26,500m <sup>3</sup>	平成7年4月	継続					

※別紙資料として計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付している

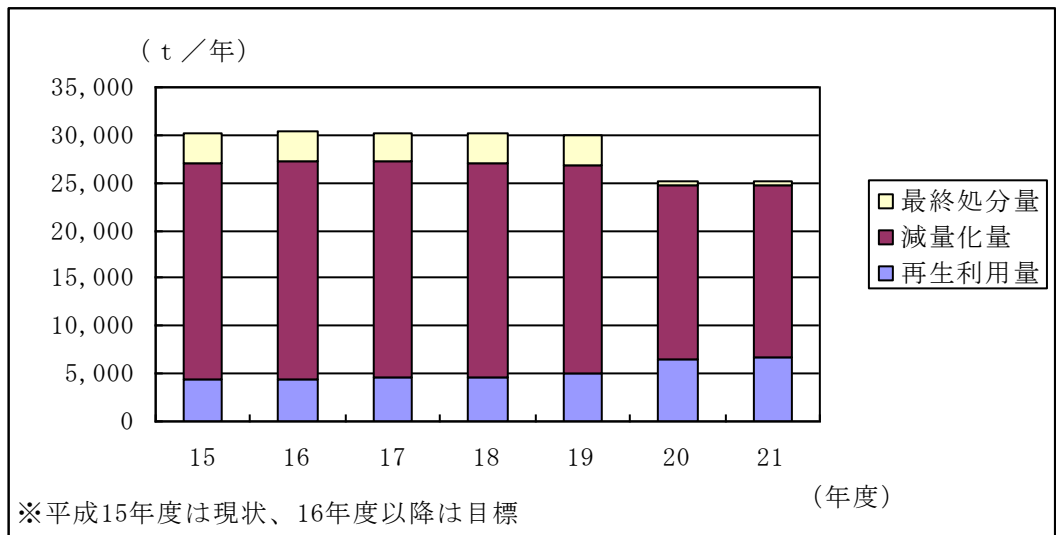
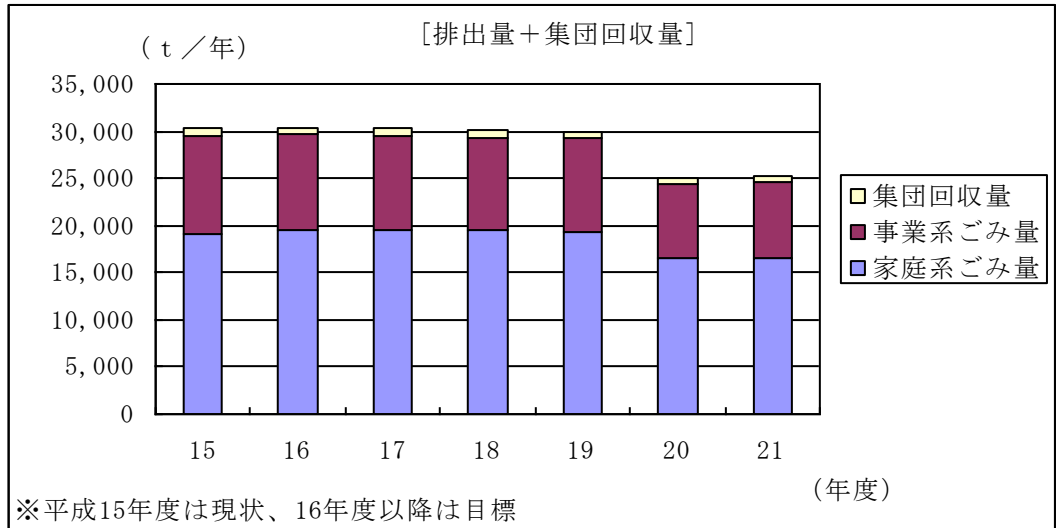


図 1 指標と人口の要因に関するトレンドグラフ(ごみ編)





地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(今後行う施策)

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考			
					開始	終了		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度				
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	11	ごみの有料化	諏訪南地域における家庭ごみの処理の有料化、事業系ごみの手数料の見直しにより、発生抑制に資する。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 17 年度	H 20 年度		基礎調査、料金、課金方法の検討										
													全域導入 普及啓発					
処理体制 の構築、変 更に関する もの	21	分別区分の変 更	ごみの減量を図るための廃プラスチックの分別収集を実施し、リサイクルを推進する。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 17 年度	H 18 年度		排出・収集方法、資源 化の検討										
										分別収集実 施普及啓発								
	22	一般廃棄物行政の 一元化	諏訪南行政事務組合による茅野市・富士見町・原村の一般廃棄物行政の一元化を実施し、広域処理を推進する。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 16 年度	H 20 年度		合意形成 システム検討										
													一元化実 施					
処理施設 の整備に関 するもの	31	灰溶融施設整備	溶融処理施設を整備し、焼却灰・破砕不燃物を処理するとともに、埋立ごみの掘り起こし処理を行い、スラグの有効利用を推進する。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 16 年度	H 22 年度	○	計画										
								旧焼却施 設解体	建設工事								運用	
	32	浄化槽整備	合併処理浄化槽を整備し、衛生的な循環水処理システムを推進する。	諏訪南地域 各市町村	H 17 年度	H 23 年度	○	整備・設置										
処理施設 の延命化に 関するもの	41	処理施設の延 命化	諏訪南清掃センターへのストックマネジメント導入による延命化	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 22 年度	H 39 年度	○									計画策定	効率的な施 設機能の維 持修繕	
その他	51	再生利用品の 需要 拡大事業	溶融処理施設で発生するスラグの利用を促進する。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 21 年度	H 23 年度										効果研究・実証 ルート開拓	普及啓発	
	52	廃家電のリサ イクルに関 する普及啓 発	家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を行う。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 17 年度	H 18 年度		普及啓発										
	53	不法投棄対策	不法投棄の情報提供・早期発見、意識啓発を行う。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 17 年度	H 23 年度		情報提供・早期発見、意識啓発										
	54	災害時の廃棄 物処理	災害時に発生する廃棄物について、関係市町村内で協力体制を構築する。	諏訪南地域 各市町村・組 合・南諏衛生 施設組合・諏 訪広域連合	H 17 年度	H 18 年度		体制整備に向けた協 議									方針 策定	
	55	単独処理浄化 槽の合併処理 への転換促進	合併処理浄化槽の普及及び単独浄化槽の合併処理への転換促進に取り組む「諏訪南浄化槽管理組合」を支援する。	諏訪南地域 各市町村 ・ 組合	H 17 年度	H 23 年度		合併処理浄化槽の普及及び維持管理に関する支援										

## 施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	諏訪南行政事務組合
(2) 施設名称	諏訪南灰溶融施設
(3) 工期	平成17年度から平成20年度
(4) 施設規模	約20t/日
(5) 形式及び処理方式	全連続式灰溶融 未定
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 無 2. 熱回収の有無 無
(7) 地域計画内の役割	焼却灰及び掘り起こしごみの減量・減容化による最終処分場の延命化
(8) 廃焼却施設の解体工事の有無	有
(9) 資源化物の利用計画	道路用骨材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等として有効利用予定
(10) 事業計画額	2,649,000千円

## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	茅野市	
(2) 整備計画の方針	整備対象地域は、山間部に点在し集合処理が困難な位置にあるため、下水道の整備が7年以上見込めない地域、もしくは下水道区域外地域とする。	
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に補助する。	
(4) 設置整備事業の整備計画	有 (      年度～      年度)	無 (平成19年度策定予定)
(5) 浄化槽整備状況	平成23年度整備計画人口／全体整備計画人口 (%)	80.9 %
	平成15年度までの整備人口／全体整備人口 (%)	29.2 %
(6) 具体的な整備計画	総事業費	201,796 千円 (整備計画人口 3,270人分)
	選定額	201,796 千円
	所要額	201,796 千円

○国庫補助となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

(千円)

人槽区分	補助対象基数 (      2,325人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額	実使用人口	総事業費
5人槽	342基(1,710人分)	114,975	114,975	114,975	855人	114,975
6～7人槽	97基(679人分)	40,128	40,128	40,128	320人	40,128
8～10人槽	20基(200人分)	10,869	10,869	10,869	66人	10,869
11～20人槽	1基(20人分)	939	939	939	5人	939
21～30人槽	12基(360人分)	18,056	18,056	18,056	270人	18,056
31～50人槽	7基(350人分)	14,502	14,502	14,502	170人	14,502
51人槽以上	1基(51人分)	2,327	2,327	2,327	20人	2,327
合計	480基(3,270人分)	201,796	201,796	201,796	1,706人	201,796



## 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 長野県

(1)事業主体名	原村	
(2)整備計画の方針	整備対象地域は、山間部に点在し集合処理が困難な位置にあるため、下水道の整備が7年以上見込めない地域、もしくは下水道区域外地域とする。	
(3)事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に補助する。	
(4)設置整備事業の整備計画	有 (      年度～      年度)	無 (平成19年度 策定予定)
(5)浄化槽整備状況	平成23年度整備計画人口／全体整備計画人口(%)	113.6 %
	平成15年度までの整備人口／全体整備人口(%)	31.2 %
(6)具体的な整備計画	総事業費	69,690 千円 (整備計画人口 974人分)
	選定額	69,690 千円
	所要額	69,690 千円

○国庫補助となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

(千円)

人槽区分	補助対象基数 (      974人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額	実使用人口	総事業費
5人槽	高度処理型 25基(125人分)	11,100	11,100	11,100	高度処理型 63人	11,100
6～7人槽	高度処理型 117基(819人分)	56,862	56,862	56,862	高度処理型 380人	56,862
8～10人槽	高度処理型 3基(30人分)	1,728	1,728	1,728	高度処理型 18人	1,728
11～20人槽	—	—	—	—	—	—
21～30人槽	—	—	—	—	—	—
31～50人槽	—	—	—	—	—	—
51人槽以上	—	—	—	—	—	—
合計	145基(974人分)	69,690	69,690	69,690	461人	69,690

## 計画支援概要

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	諏訪南行政事務組合
(2) 事業目的	焼却施設の延命化のため長寿命化計画を策定する
(3) 事業名称	熱回収施設長寿命化計画策定
(4) 事業期間	平成22年度
(5) 事業概要	精密機能検査の実施 長寿命化計画の策定 改修工事計画の策定
(6) 事業計画額	9,396千円